

条例の点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

条例の点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例の一部改正)

第一条 消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例(昭和四十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十五条第二項若しくは第二十九条第五項(第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定により、消防作業に協力し、若しくは従事した者又は同法第三十五条の十第一項の規定により、救急業務に協力した者</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十五条第二項若しくは第二十九条第五項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により、消防作業に協力し、若しくは従事した者又は同法第三十五条の七第一項の規定により、救急業務に協力した者</p> <p>三・四 (略)</p>

(広島県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

第二条 広島県石油コンビナート等防災本部条例(昭和五十一年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。)第二十八条第九項の規定に基づき、広島県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号。以下「法」という。)第二十八条第八項の規定に基づき、広島県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第三条 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條 (使用期間、使用面積等の計算)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 前四項の規定により、使用料〔次条第一項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期に係る使用料とする。〕の額を算定した場合において、その算定額が百円未満のときは、その額は百円とし、算定額に十円未満の端数があるときは、その端数の額は十円に切り上げるものとする。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第四條 (略)</p> <p>2 使用期間(前項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期とする。第六条において同じ。)の中途において使用の目的、使用の態様又は使用の面積、長さ、本数若しくは個数の変更により使用料の額を増加すべき場合においては、その増加分を当該変更に係る使用開始の日までに徴収する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三條 (使用期間、使用面積等の計算)</p> <p>2―4 (略)</p> <p>5 前四項の規定により、使用料〔第五条第一項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期に係る使用料とする。〕の額を算定した場合において、その算定額が百円未満のときは、その額は百円とし、算定額に十円未満の端数があるときは、その端数の額は十円に切り上げるものとする。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第四條 (略)</p> <p>2 使用期間(前項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期とする。以下第七条において同じ。)の中途において使用の目的、使用の態様又は使用の面積、長さ、本数若しくは個数の変更により使用料の額を増加すべき場合においては、その増加分を当該変更に係る使用開始の日までに徴収する。</p> <p>3 (略)</p>

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の納付等)</p> <p>第九條 (略)</p> <p>2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金の納付等)</p> <p>第九條 (略)</p> <p>2 利用料金は、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

(広島県感染症診査協議会条例の一部改正)

第五条 広島県感染症診査協議会条例(平成十一年広島県条例第二号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 協議会は、感染症(法第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症、同条第四項に規定する三類感染症、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(法第四十四条の九第一項の規定により政令で定めるところにより準用される法第二十四条第三項第一号の規定により審議し、及び同項第二号の規定により意見を述べることとされるものに限る。)をいう。次条において同じ。)の診査に関し必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。</p>	<p>(会議) 第六条 (略) 2・3 (略) 4 協議会は、感染症(法第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症、同条第四項に規定する三類感染症、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(法第七条第一項の規定により政令で定めるところにより準用される法第二十四条第三項第一号の規定により審議し、及び同項第二号の規定により意見を述べることとされるものに限る。)をいう。次条において同じ。)の診査に関し必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。</p>

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第六条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 (略) 修学資金等の種類 (略) 免除の条件 (略) 免除の範囲 (略)</p>	<p>第一条 (略) 修学資金等の種類 (略) 免除の条件 (略) 免除の範囲 (略)</p>
<p>理療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号。以下この項において「法」という。)第十一條第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した理療法士養成施設、法第十二條第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した作業療法士養成施設、診療放</p>	<p>理療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号。以下この項において「法」という。)第十一條第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した理療法士養成施設、法第十二條第一号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した作業療法士養成施設、診療放</p>
	<p>一 理療法士養成施設等を卒業した日の属する月の翌日から一年以内に理療法士等の免許を取得し、かつ、県内において理療法士等としての業務に就業し、引き続き引続き修学資金の貸付け</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	できなく なつたと き	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-------------------	-----

(広島県営林事業費特別会計条例の一部改正)

第七条 広島県営林事業費特別会計条例(昭和三十九年広島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第二条 この会計においては、県営林事業に係る林産物売払代金、県営林の土地の処分による収入、国庫支出金、広島県営林事業費基金(以下「基金」という。)からの繰入金、基金から生ずる収入、繰越金及び附属諸収入をもつて歳入とし、県営林事業に要する経費、県営林事業に必要な土地の取得に要する経費、一般会計への繰入金、基金への積立て及び事務取扱費その他の諸支出をもつて歳出する。</p>	<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第二条 この会計においては、県営林事業に係る林産物売払代金、県営林の土地の処分による収入、王子造林株式会社の納付金、国庫支出金、広島県営林事業費基金(以下「基金」という。)からの繰入金、基金から生ずる収入、繰越金及び附属諸収入をもつて歳入とし、県営林事業に要する経費、県営林事業に必要な土地の取得に要する経費、一般会計への繰入金、基金への積立て及び事務取扱費その他の諸支出をもつて歳出する。</p>

(広島県建設事業負担金条例の一部改正)

第八条 広島県建設事業負担金条例(昭和三十六年広島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第二条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)(4) (略)</p> <p>(5) 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設(配水管を除く。)</p> <p>4—6 (略)</p>	<p>別表(第二条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)(4) (略)</p> <p>(5) 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第七項に規定する水道施設(配水管を除く。)</p> <p>4—6 (略)</p>

(土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

第九条 土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例(昭和二十七年広島県条例第四号)の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費) 第二条 (略) 2―4 (略)</p> <p>5 法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費の額並びに法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第三十四条第一項又は第三項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人及び仲裁委員の求めに応じて出頭した参考人に支給する旅費の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項中「前項の規定により参考人等に支給する旅費」とあるのは「法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費並びに法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法第三十四条第一項又は第三項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人及び仲裁委員の求めに応じて出頭した参考人に支給する旅費」と、第三項及び前項中「参考人等」とあるのは「法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の当該仲裁委員並びに法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法第三十四条第一項又は第三項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人及び仲裁委員の求めに応じて出頭した参考人」と読み替えるものとする。</p> <p>(手当) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法第三十四条第一項の規定により鑑定人に鑑定をさせた場合の当該鑑定人に対する手当の額については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の規定により支給する手当の額」とあるのは「法第十五条の十二の規定により準用される仲裁法第三十四条第一項の規定により鑑定人に鑑定をさせた場合の当該鑑定人に対する手当の額」と、「委員会が」とあるのは「仲裁委員の合議により」と読み替えるものとする。</p>	<p>(旅費) 第二条 (略) 2―4 (略)</p> <p>5 法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費の額及び法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第七百九十五条第一項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人又は参考人に支給する旅費の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項中「前項の規定により参考人等に支給する旅費」とあるのは「法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の旅費及び法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十五条第一項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人又は参考人」と、第三項及び前項中「参考人等」とあるのは「法第百二十五条の二に規定する関係当事者の申出に基づき仲裁委員が旅行を行った場合の当該仲裁委員及び法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十五条第一項の規定により仲裁委員が出頭を求めた鑑定人又は参考人」と読み替えるものとする。</p> <p>(手当) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十五条第一項の規定により鑑定人に鑑定をさせた場合の当該鑑定人に対する手当の額については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の規定により支給する手当の額」とあるのは「法第十五条の十二の規定により準用される公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十五条第一項の規定により鑑定人に鑑定をさせた場合の当該鑑定人に対する手当の額」と、「委員会が」とあるのは「仲裁委員の合議により」と読み替えるものとする。</p>

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第十条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の特例) 第三条 (略) 一―八 (略) 九 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理 ・郵便局ネットワーク支援機構 十 (略) 2 (略) 一―十二 (略) 十三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業若しくは生態系維持回復事業又は広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）による公園事業の執行に係る行為 十四―三十五 (略)</p>	<p>(許可の特例) 第三条 (略) 一―八 (略) 九 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 十 (略) 2 (略) 一―十二 (略) 十三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業若しくは生態系維持回復事業又は広島県立自然公園条例による公園事業の執行に係る行為 十四―三十五 (略)</p>

(金属屑業条例の一部改正)

第十一条 金属屑業条例（昭和二十六年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>金属くず業</u>条例 (この条例の目的) 第一条 この条例は、古物営業法（昭和二十四年法律第八八号）及び質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）と相まつて金属類の盗犯その他の犯罪を防止する見地から、金属くず業者の守らなければならない事項を定め、及びその履行を確保し、もつて公共秩序の維持に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において「<u>金属くず</u>」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）その他の金属類であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。 一・二 (略) 2 この条例において「<u>金属くず業</u>」とは、<u>金属くず</u>を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であ</p>	<p><u>金属屑業</u>条例 (この条例の目的) 第一条 この条例は、古物営業法（昭和二十四年法律第八八号）及び質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）と相まつて金属類の盗犯その他の犯罪を防止する見地から、金属屑業者の守らなければならない事項を定め、及びその履行を確保し、もつて公共秩序の維持に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において「<u>金属屑</u>」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）その他の金属類であつて、次に掲げる各号のいずれにも該当しないものをいう。 一・二 (略) 2 この条例において「<u>金属屑業</u>」とは、<u>業として</u>金属屑を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することを</p>

つて、金属くずを売却することのみを行うもの以外のものをいう。

(営業の届出)

第三条 金属くず業を営もうとする者は、営業所(営業所がないときは、住所又は居所とする。以下同じ。)ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 本人の住所又は居所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 (略)

2 前項の届出には、本人(法人にあつては、その代表者)の写真二枚を添えなければならない。

第四条 金属くず業を営む者(以下「業者」という。)は、その使用する従業員(以下「従業員」という。)に行商をさせようとするときは、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 行商をさせようとする従業員の住所又は居所、氏名及び生年月日
- 二 前号の従業員の所属する営業所の名称及び所在地

2 (略)

(届済証)

第六条 公安委員会は、第三条又は第四条の届出を受けたときは、届済証を交付しなければならない。

2 届済証の交付を受けた者は、第三条又は第四条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十四日以内(当該変更に関する事項が登記を要する事項であるときは、二十日以内)にその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る事項が届済証の記載事項に該当するときは、当該届済証の書換交付を受けなければならない。

3 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

4 (略)

(届済証の返納)

第七条 届済証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十日以内に届済証を公安委員会に返納しなければならない。

- 一 廃業したとき。

いう。

(営業の届出)

第三条 金属屑業を営もうとする者は、営業所(営業所がないときは、住所又は居所とする。以下同じ。)ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 本人の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 (略)

2 前項の届出には、本人(法人にあつては代表者)の写真(最近六月以内に撮影した名刺型上半身脱帽のもの。次条第二項においても同じ。)二枚を添えなければならない。

第四条 金属屑業を営む者(以下「業者」という。)は、その従業員に行商をさせようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項及び当該従業員の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日を公安委員会に届け出なければならない。

2 (略)

(届済証)

第六条 公安委員会は、第三条又は第四条の届出を受理したときは、別記様式第一号又は第二号による届済証を交付しなければならない。

2 届済証の交付を受けた者は、当該届済証の記載事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を公安委員会に届け出てその書換交付を受けなければならない。

3 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を、毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

4 (略)

(届済証の返納)

第七条 届済証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、十日以内に届済証を公安委員会に返納しなければならない。

- 一 廃業したとき

二 従業員が行商に従事しなくなったとき。
三 届済証を毀損し、再交付を受けたとき。

四 届済証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた届済証を回復するに至つたとき。

2 業者（法人の場合を除く。）が死亡したときは、同居の親族又は法定代理人は、前項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。

3 法人の業者が解散し、又は消滅したときは、届済証に記載の代表者は、第一項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。

（届済証の携帯等）

第八条 業者及び従業員は、行商をするときは、届済証を携帯していなければならない。

2| 業者及び行商をする従業員は、取引の相手方から届済証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

第九条 削除

（営業の制限）

第十条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と金属くずを売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けてはならない。ただし、未成年者の同居の親族（未成年者を除く。）又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。

（確認及び申告）

第十一条 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。

二 第四条第一項の従業員（以下「従業員」という。）が行商に従事しなくなったとき
三 き損したため、届済証の再交付を受けたとき

四 届済証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた届済証を回復するに至つたとき

2 業者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による届出義務者は、前項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。

3 法人が解散し、又は消滅したときは、当該届済証に記載の代表者は、第一項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。

（届済証の携帯）

第八条 業者は、行商をするときは、当該届済証を携帯していなければならない。従業員が行商をするときも同様とする。

（届済の表示）

第九条 業者は、営業所の見易い場所に営業の届出をしたことを証する別記様式第三号による木札を掲げなければならない。

2| 前項の木札は、営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の検印を受けなければならない。

3| 第七条第一項第一号、若しくは第五号、第二項又は第三項の規定によつて届済証を返納する者又は木札を廃棄しようとする者は、第一項の木札を所轄警察署長に提出して検印の消除を受けなければならない。

（営業の制限）

第十条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と金属屑を売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けてはならない。但し、未成年者の同居の親族又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。

（確認及び申告）

第十一条 業者は、金属屑を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、金属くずに不正品の疑いがあるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第十二条 業者は、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、営業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載し、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録しておくなければならない。

一 取引の年月日

二 金属くずの品目、数量及び特徴

三 相手方の住所、氏名、職業及び年齢

四 前条第一項の規定により行つた確認方法

2 業者は、前項の帳簿等を最終の記載をした日から三年間営業所に備え付け、又は同項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から三年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておくなければならない。

3 業者は、第一項の帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に届け出なければならない。

(品触れ)

第十三条 (略)

2 (略)

3 業者は、品触れを受けた日にその金属くずを所持していたとき又は前項の期間内に品触れに相当する金属くずを受け取ったときは、速やかにその旨を警察官に届け出なければならない。

(差止め)

第十四条 業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があるときは、所轄警察署長は、業者に対して三十日以内の期間を定めてその金属くずの保管を命ずることができる。

2 前項の場合において、当該金属屑に不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿)

第十二条 業者は、別記様式第四号による帳簿を備え、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により、金属屑を受け取り、又は譲り渡したときは、そのつど、その帳簿に所定の事項を記載しなければならない。

2 業者又は従業員が行商をするときは、前項の帳簿を携帯しなければならない。

3 業者は、前項の帳簿を新調しようとするときは、その帳簿に紙数を明記し、所轄警察署長の検印を受けなければならない。

4 業者は、第一項の帳簿を廃棄しようとするときは、所轄警察署長の承認を受けなければならない。

5 業者は、第一項の帳簿を、損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を所轄警察署長に届け出なければならない。これを回復したときも同様とする。

(品触れ)

第十三条 (略)

2 (略)

3 業者は、品触れを受けた日にその金属屑を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する金属屑を受け取ったときは、速やかにその旨を警察官に届け出なければならない。

(差止め)

第十四条 業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属屑について、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があるときは、所轄警察署長は、業者に対して三十日以内の期間を定めてその金属屑の保管を命ずることができる。

第十五条 (県外業者に係る営業の届出)
県外の営業所において金属くず業を営む者が県内で行商をしようとするときは、

第三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 本人の住所又は居所、氏名及び生年月日
(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 (略)

- 三 主として営業しようとする県内の地域

四 営業する期間

2 前項の規定による届出をした者がその従業員に行商をさせようとするときは、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 行商をさせようとする従業員の住所又は居所、氏名及び生年月日
- 二 前号の従業員の所属する営業所の所在地
- 三 主として営業しようとする県内の地域
- 四 営業する期間

(県外業者届済証)
第十六条 公安委員会は、前条第一項又は第二項の届出を受けたときは、県外業者届済証を交付しなければならない。

2 県外業者届済証の交付を受けた者は、当該県外業者届済証を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、必要があるときは、県外業者届済証の再交付を受けることができる。

(県外業者届済証の返納)
第十七条 県外業者届済証の交付を受けた者は、

次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに県外業者届済証を公安委員会に返納しなければならない。

- 一 廃業したとき。
- 二 従業員が行商に従事しなくなつたとき。
- 三 県外業者届済証を毀損し、再交付を受けたとき。

(県外業者)

第十五条 県外に営業所を有する者が県内において金属屑業を営もうとする者(以下「県外業者」という。)は、そのつど、第三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を営業地域を管轄する警察署に届け出なければならない。

- 一 本人の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日(法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 (略)

- 三 営業をしようとする地域及び期間

2 県外業者がその従業員に行商をさせようとするときは、第四条の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項及び当該従業員の本籍住所又は居所、氏名及び生年月日を前項の警察署長に届け出なければならない。

3 県外業者は、売買し、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属屑については、第一項第三号の営業期間内に、その種類、数量、並びに相手方の住所及び氏名を第一項の警察署長又はその地を受け持つ警察官に届け出なければならない。但し、第一項第三号の営業期間が十日を超える場合は、十日ごとに届け出なければならない。

4 第一項の県外業者には、第九条及び第十二条の規定を適用しない。

(県外業者届済証)
第十六条 警察署長は、前条第一項又は第二項の届出を受理したときは、別記様式第五号又は第六号による県外業者届済証を交付しなければならない。

2 県外業者届済証をき損し、亡失し、又は盗みとられたときは、直ちにその旨を発給した警察署長に届け出なければならない。この場合、必要があるときは再交付を受けることができる。

(県外業者届済証の返納)
第十七条 県外業者届済証の交付を受けた者が

当該営業を終つたときは、すみやかに当該県外業者届済証を発給した警察署長に返納しなければならない。

四 県外業者届済証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた県外業者届済証を回復するに至つたとき。
五 第十五条の規定により届け出た営業する期間が満了したとき。

(立入り及び調査)

第十八条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において業者の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿等(第十二条第二項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第二十二條第二号において同じ。)を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 (略)

(委任規定)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

第二十一条 第六条第四項、第八条第一項、第十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条第二項若しくは第三項、第十五条、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項若しくは第三項又は第七条の規定に違反した者

二 第十八条第一項の規定による警察官の立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 (略)

(立入り及び調査)
第十八条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において業者の営業所又は金属層の保管場所に立ち入り、金属層及び帳簿を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合において警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 (略)

(委任規定)

第十九条 第三条、第四条、第六条第二項及び第三項、第七条、第十五条並びに第十六条第二項の規定による届出の手續及びこの条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

第二十一条 第六条第四項、第八条、第十一条、第十二条第一項、第二項、第四項若しくは第五項、第十三条第二項若しくは第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による処分違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項若しくは第三項、第七条、第九条、第十二条第三項又は第十五条第三項の規定に違反した者

二 第十八条第一項の規定による警察官の立入り又は帳簿の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
三 (略)

別記様式第一号から別記様式第六号までを削る。

(自動車税の特例に関する条例及び工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例の廃止)

第十二条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 自動車税の特例に関する条例(昭和五十年広島県条例第十号)
- 二 工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例(平成十七年広島県条例第五号)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の規定は、令和六年六月一日から施行する。

(金属屑業条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の金属屑業条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項の規定により交付されている届済証は、第十一条の規定による改正後の金属くず業条例第六条第一項の規定により交付を受けた届済証とみなす。

2 第十一条の規定の施行の際現に旧条例第九条第二項の規定により検印を受けている木札の同条第三項の規定による検印の消除については、なお従前の例による。

3 第十一条の規定の施行前に行った旧条例第十五条第一項又は第二項の規定による届出に係る旧条例第十六条第一項の規定による県外業者届済証の交付、同条第二項の規定による届出及び県外業者届済証の再交付並びに旧条例第十七条の規定による県外業者届済証の返納については、なお従前の例による。

4 第十一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例の廃止に伴う経過措置)

第三条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号。以下「第二次地方分権一括法」という。）

附則第四十四条第一項の条例で定める日及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号。以下「第六次地方分権一括法」という。）附則第五条第一項の条例で定める日は、令和七年三月三十一日とする。

2 第十二条の規定による廃止前の工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例は、広島県内の市が第二次地方分権一括法第八十八条の規定による改正後の工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定により当該市の区域に係る準則を定めた条例の施行の日の前日若しくは広島県内の町が第六次地方分権一括法第十二条の規定による改正後の工場立地法第四条の二第一項の規定により当該町の区域に係る準則を定めた条例の施行の日の前日のいずれか遅い日又は前項に規定する日のいずれか早い日までの間は、なおその効力を有する。